

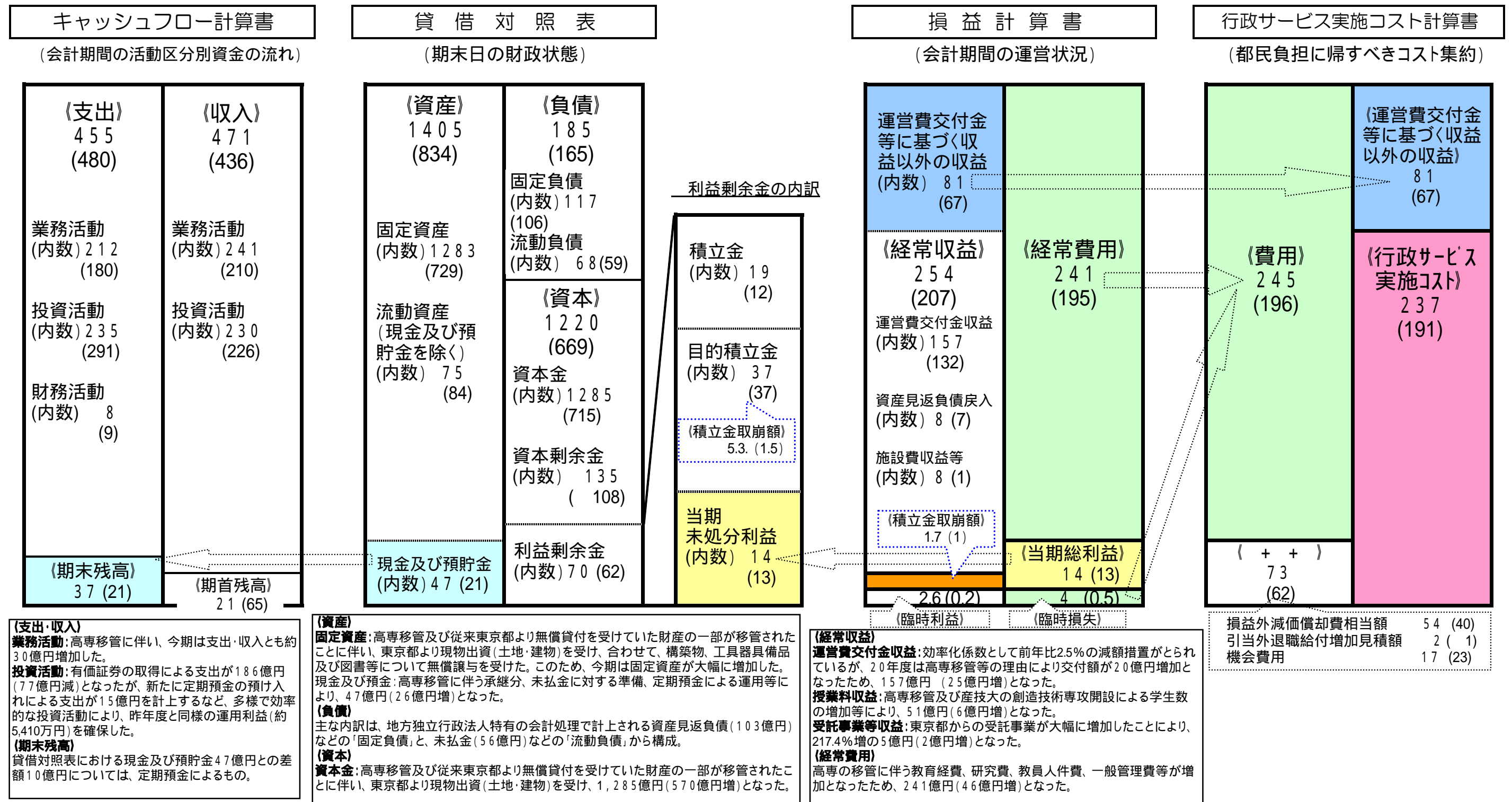
# 平成20年度 公立大学法人首都大学東京 財務諸表の概要について

## 1 公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の財務諸表の取り扱いについて（地方独立行政法人法第34条）

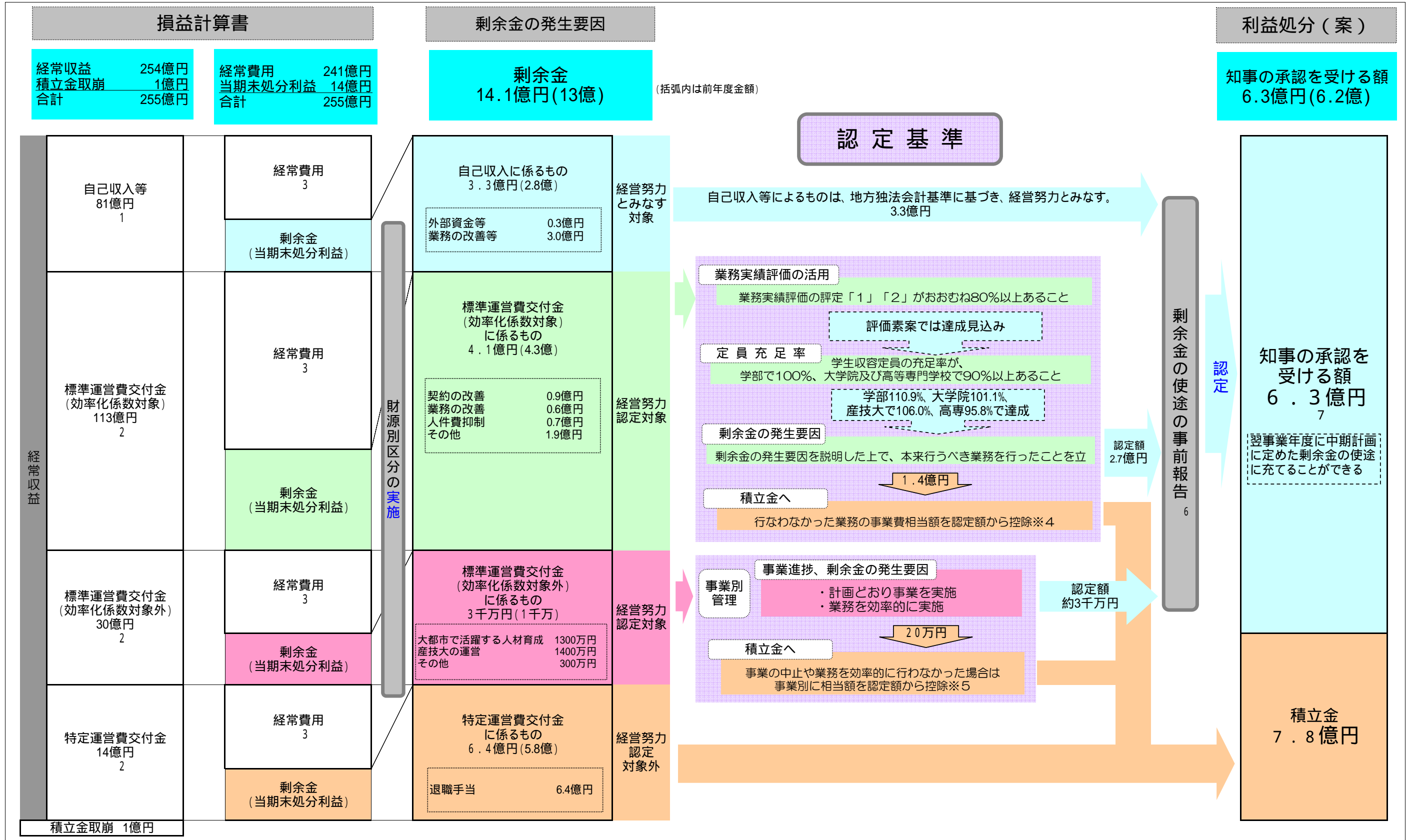
- (1) 法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

## 2 平成20年度財務諸表等の概要及び相互関連図

( )は19年度 (単位:億円)



# 剰余金の概要及び利益処分案について(案)



1 自己収入等の内訳

授業料等収益	58億円
受託研究等収益	23億円

2 経常収益(自己収入等除く)の内訳

運営費交付金収益	157億円
資産見返負債戻入	8億円
施設費収益等	8億円

3 経常費用の内訳

業務費	207億円
一般管理費	34億円

4 控除額の内訳(効率化係数対象)

常勤監事任用せず	0.2億円
必要な教員の補充を行わなかった	1.2億円

5 控除額の内訳(効率化係数対象外)

その他執行残額	20万円
---------	------

6 剰余金の使途の内訳(6.3億円分)

大学院博士後期課程学生への経済支援	0.5億円
果実活用型基金の創設	4.9億円
効率化推進積立金	0.9億円

7 知事の承認を受ける額

当初案	7.7億円
控除額	1.4億円
最終案	6.3億円